

2012 年 7 月 5 日

サービス貿易交渉の進展

過去数か月にわたって、いくつかのWTOメンバー*は、サービス貿易の自由化を進展させることを目指し、これまでとは異なる交渉アプローチを模索してきた。

WTOサービス貿易一般協定(GATS)が強い基盤を提供している。同時に、その締結以降16年の間、サービス貿易の自由化を進めるに当たり、飛躍的な進展があった。

大多数のメンバーが、自主的に、あるいはWTOに通報された100を超えるサービス貿易協定を通じて、自らの市場開放を大きく進展させた。これらの協定の多くは、市場アクセスおよび改善されたサービス貿易ルールの進展に関して新生面を開いた。

我々は、ルールに基づいた多角的貿易体制の強化を究極の目的として、当該進展をジュネーブへ持ち帰るべき時が来たと確信する。

交渉に先立って必要となる協議や手続を行えるよう、サービス貿易に関する野心的な協定の輪郭を明確にすることを目的として、我々は、予備的な議論を新たな段階に移行させる意向である。この協定は、GATSの実績及び上記の進展を踏まえたものである。この協定は、サービス貿易に関する他の交渉で達成された自由化の実質的な部分を取り入れることを目的とする。そして、この協定の成果は多角的体制へ持ち込まれ得る。

この協定は：

- いずれの分野や提供の態様についてもあらかじめ排除することなく、相当な範囲の分野を含んでおり、範囲において包括的であるべきであり、
- 交渉を通じて、実際の措置にできる限り一致する市場アクセスの約束を含み、市場アクセス改善のための機会を提供すべきであり、
- 交渉を通じて作成された、新しくかつ強化されたルールを含むべきである。

我々は、これらの目的を含む、サービス貿易自由化のための高いレベルの野心を共有する他のWTOメンバーが、我々の努力に加わることを奨励する。我々は、開発途上国の参加を更に拡大する方法、及び後発開発途上国の利益を勘案する方法を検討している。

我々は、これらの考え方をさらに進展させ、我々の共有する目的を達成する仕組みに取り組み始めるため、9月からの作業を強化する意向である。

*豪州、カナダ、コロンビア、コスタリカ、EU、香港、イスラエル、日、メキシコ、NZ、ノルウェー、パキスタン、ペルー、韓国、スイス、台湾、トルコ、米。